

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等
に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1. 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第2条第1号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続を追加することとする。(別表関係)
2. その他所要の規定の整備を行うこととする。
3. この政令は、平成25年10月13日から施行することとする。